

② ご家族への支援制度

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症の高齢者が行方不明になった場合に、速やかに場所を特定するための発信器（GPS）を貸与します。

※月額利用料のうち、547円の自己負担があります。（料金は変動する場合があります。）

【対象者】認知症で行方不明になる可能性のある65歳以上の方または若年性認知症の方

扶桑町見守りシール交付サービス

認知症等で徘徊行動のある方が行方不明になった場合に、発見・対応をスムーズにするための見守りシールを交付します。

【対象者】徘徊症状の見られる方で、介護保険の要介護認定において、要支援・要介護と認定された方、もしくは、医師により認知症と診断された方

ねたきり等の高齢者の介護者への手当支給

介護者の負担軽減のため、月額5,000円の手当を支給します。

【対象者】介護保険の要介護認定において、要介護3～5と認定された高齢者を在宅で介護している方（介護者）
※高齢者が施設等に入所している場合を除く。

③ その他の福祉サービス

宅老事業

外出し、地域の方等と交流したい方や、介護予防をしたい方等に参加していただける場を開設しています。

◆公共宅老

学習等供用施設や福祉センター等、町内4カ所の会場で、毎週1回、ゲームや簡単な体操等をします。
参加費は実費分です。※送迎サービスはありません。

【対象者】介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方

◆地区宅老（地区サロン）

地域の公民館等で、住民の方が主体となって運営しています。活動内容（簡単な体操、歌、ゲーム、作品づくり、介護予防のための運動等）や参加費については会場によって様々です。

【対象者】各サロンの取り決めによる。

※現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、活動を休止しているサロンもあります。

タクシー料金の助成

高齢者等がタクシーを利用する場合に、基本料金（初乗り運賃）を助成します。あらかじめ介護健康課で「タクシー料金助成利用券」の交付を受けてください。

【対象者・交付枚数】

① 満80歳以上の方または介護保険の要支援・要介護認定を受けている79歳以下の方……年間36枚
(一定の条件を満たしている方は24枚を追加で交付します。詳細は利用券の裏表紙をご覧ください。)

② ①に該当する方のうち、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方……年間24枚

※本年度は、1冊目を使い切ったのちに、10枚綴りのタクシー料金利用助成券を交付します。

高齢者の総合相談窓口

地域包括支援センターへご相談ください ☎ (91)1171

月～金曜日（祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

◆介護予防ケアマネジメント

介護予防が必要な方に対して、その方にあった介護予防プランの計画、作成、評価などを行います。

◆地域の総合相談窓口

高齢者に関する相談を受け、介護保険だけでなく、保健、福祉、医療のさまざまな制度や地域の資源の連携による情報を活用しながら支援を行います。

◆権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者的人権や財産を擁護し、成年後見制度の活用促進や関係機関と連携しながら、虐待の早期発見・防止を進めます。

◆包括的・継続的ケアマネジメント

医療機関、地域の関係機関との連携などを行い、適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

高齢者のための 在宅福祉サービス

介護健康課 内線235・233 1階 ②番窓口
地域包括支援センター【総合福祉センター1階】 ☎ (91) 1171

扶桑町では、介護保険によるサービスのほかに、次のような在宅福祉サービスを実施しています。

また、地域包括支援センターでは、介護保険制度に関する相談、各種福祉サービスの利用の援助、福祉用具の紹介、在宅介護に関する電話や面接による相談等を行っています。

各サービスの内容や対象者等についての詳細は、介護健康課または地域包括支援センターにお問い合わせください。※各サービスの利用にあたっては、申請後、聞き取り調査等による審査が必要なものもあります。

①ひとり暮らし・ねたきりの高齢者等へのサービス

緊急通報システム装置の貸与

急病や火災等の緊急時に、ボタン1つで消防署へ通報ができる装置等（火災警報器・ガス漏れ警報器を含む）を貸与・設置します。

【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの方またはおおむね70歳以上の方のみの世帯等で、虚弱な方

配食サービス

配食業者による配食サービスを利用する場合、1食につき250円を補助します（夕食のみ）。
※町と契約した業者に限ります。

【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯等で、食事を作ることが困難な方

訪問理容サービス

ご自宅に理容師が訪問し、調髪・顔そりを受けられる利用券を交付します。（1人につき年間最大6回分）

【対象者】介護保険の要介護認定において、要介護2～5と認定された方のうち、ねたきりの状態で外出が困難な方

寝具洗濯乾燥サービス

月1回、業者がご自宅を訪問し、寝具をお預かりして、洗濯・乾燥をして返却します。

【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの方またはおおむね70歳以上の方のみの世帯等で、寝具の洗濯や乾燥を行うことが困難な方

住宅改善費の助成

ご自宅に、手すりの設置や段差解消等の改修をした場合、費用の一部を補助します。

【対象者】当該年度（4月～6月の申請については前年度）の町民税が16万円以下の世帯で、介護保険の要支援・要介護認定において非該当と判定され、かつ運動器の機能低下が認められる方